

2021年
(令和3年)

12月号

なら

通巻373号

労働時報

CONTENTS

- 奈良県の最低賃金が改定されました! 1
- 県立高等専門学校 令和4年度4月入校生募集 2
- 社員・シャインな職場訪問記④⑦ 3
- 社員・シャインな職場訪問記④⑧ 4
- 県の「外国人雇用相談窓口」のご案内 5
- 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 5
- 改正女性活躍推進法が施行されます! 5
- 労務改善Q&A 6
- 奈良県の労働経済主要指標 6

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

- ◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)
☎0742-25-3708
月～金 8時30分～17時
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階
- ◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)
☎0745-41-8609
月～金 8時30分～17時
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

奈良県労働相談 実施日変更のお知らせ 令和3年4月1日から、労働相談が事前予約制に変更になりました! (*中小企業労働相談所のみ)

名称	設置場所	相談方式	相談実施日
中小企業労働相談所	電話相談のみ	事前予約制 電話(0120-450-355)	月曜日～金曜日 (9時～18時)
北和地区 中小企業労働相談所	エルトピア奈良 (奈良労働会館)	電話(0742-26-6900)、対面	第2土曜日 (13時～17時)
中和地区 中小企業労働相談所	エルトピア中和 (中和労働会館)	電話(0745-22-6631)、対面	第4土曜日 (13時～17時)

労働相談(予約～相談)の流れについて



奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」等を行っています。
☎0742-20-4431
月～金 8時30分～17時

しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

- ◆奈良しごと*i*センター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時
- ◆高田しごと*i*センター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

☆奈良県の最低賃金が改定されました☆

本年度の奈良県の最低賃金は、以下のとおりとなりました。

使用者は、適用される最低賃金額等を周知する(最賃法第8条、同法施行規則第6条)とともに、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません(最賃法第4条)。

守ってね!
最低賃金。



奈良県最低賃金

時間額 **866円**

令和3年10月1日発効

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室 0742-32-0206

中小零細規模の事業者の皆様へ

奈良労働局では次の支援策を準備しておりますので、詳しくは奈良労働局ホームページをご参照ください。

賃金引上げを支援(生産性の向上)

➔業務改善助成金 ☎03-6388-6155

雇用の維持を支援

➔雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金
☎0742-35-6336

令和4年4月入校生募集案内 奈良県立高等技術専門校

本校は、新たに職業に就きたい方や再就職を希望している方など、求職中の方を対象に、就職に向けて必要な技能・知識を学ぶ、公共職業能力開発施設です。近鉄橿原線石見駅の西側約200mにあり、通校に便利です。

ハローワーク(公共職業安定所)と密接に連携し、さらに就職支援専任の職員が職業訓練期間を通して皆さんの就職活動をサポートします。就職率は全体でおおむね9割程度です。

一定の要件を満たすと、職業訓練期間中、雇用保険の失業給付期間延長、求職者支援制度などの援護措置や公共交通機関の通学定期が適用されます。

※応募に関する詳しい内容は本校HPや募集案内パンフレットを入手してご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日程等を変更する場合があります。その際は本校HPに掲載します。

募集科 (9科 各定員20名、期間1年)

- ITシステム科
- 家具工芸科
- 建築科
- 住宅設備科
- 造園技術科
- 服飾ビジネス科
- オフィスビジネス科
- ビルメンテナンス科(おおむね35歳以上)
- 販売実務科(知的障害のある方)

応募の流れ(販売実務科を除く全科)

	第1回募集	第2回募集(注)	第3回募集(注)
応募書類受付期間	1月4日(火)～ 1月31日(月)	2月7日(月)～ 2月21日(月)	3月2日(水)～ 3月14日(月)
一般職業適性検査	2月3日(木)または 2月4日(金)	2月25日(金) 午前	3月17日(木) 午前
面接	2月14日(月)または 2月15日(火)	2月25日(金) 午後	3月17日(木) 午後
合格発表	2月22日(火)	3月2日(水)	3月23日(水)

(注) 第2回・第3回募集は欠員のある科のみ実施

応募の流れ(販売実務科)

	第1回募集	第2回募集(注)	第3回募集(注)
応募書類受付期間	1月6日(木)～ 1月20日(木)	1月25日(火)～ 2月8日(火)	2月14日(月)～ 2月28日(月)
体験訓練(予備評価)	1月21日(金) まで	2月10日(木) まで	3月2日(水) まで
作業試験適性検査	1月31日(月)	2月21日(月)	3月9日(水)
面接	2月1日(火)		
合格発表	2月9日(水)	3月1日(火)	3月15日(火)

(注) 第2回・第3回募集は欠員のある場合のみ実施

施設見学会(販売実務科を除く全科)

令和3年11月	24日(水)	◇ 各日午後1時30分開始 ◇ 感染状況により、中止又は入場制限の場合があります。 ◇ 事前申込不要 ◇ 2つの科まで見学可能 ◆ 当日はマスク着用のごこと 受付で検温、健康状態の確認を行います。
12月	2日(木)、8日(水)、15日(水)、22日(水)	
令和4年1月	6日(木)、12日(水)、19日(水)、26日(水)	
2月～3月	2月9日(水)、3月2日(水)、3月9日(水)	

上記以外でも事前に見学可能な日時をお問合せの上来校可能です。

〈販売実務科〉販売実務科の施設見学及び相談は随時行っています。見学をご希望の方は事前にご連絡ください。

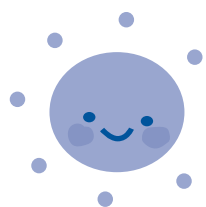
募集案内パンフレット・応募書類の入手方法

- 本校HPに掲載(PDFファイルでダウンロード可)
- 県内のハローワークや本校窓口で配布
- 郵送(送付先の住所・宛名を明記し140円切手を貼付した角型2号の返信用封筒を、『募集案内資料請求』と朱記した封筒に同封し本校へ郵送して下さい)。

お問合せ

奈良県立高等技術専門校 〒636-0212 奈良県磯城郡三宅町石見440

TEL 0745-44-0565 FAX 0745-44-1057 URL <http://www.pref.nara.jp/1755.htm>



社員・シャインな職場訪問記④7



新型コロナウイルス感染症拡大防止のために急速に広まったテレワーク。令和2年度「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業・テレワーク推進部門」を表彰されたのは、**福岡労務経営事務所様**です。**福岡英一代表**と**鎌倉美智子副代表**に、具体的な取り組み内容をうかがいました。



福岡労務経営事務所

事業内容：企業の労務・人事の業務支援

所在地：奈良市右京4-4-19

TEL：0742-71-8936

URL：<https://www.fukuoka-roumu.com>

時間単位の有給休暇制度などで 仕事と家庭の両立を支援

創業以来、ホワイト企業であることを目指し、当たり前の方針として「働きやすい職場づくり」を進めてきました。早くから導入してきた1時間単位の有給休暇制度もその一つです。正社員は勤務時間を選択することが可能（7時間又は8時間）で小さな子どものいる所員は早く帰ることができます。また、子育てが落ち着いたあとは、本人の希望で8時間勤務に変更することも可能です。こうした当事務所の取組についてはお客様の理解もあり、所員の退社時間を気遣ってくださることも少なくありません。

セキュリティ対策も万全に テレワークを推進

テレワークについては、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた昨年4月から本格的に導入しました。事務所内と全く同じ環境で仕事ができるように、全所員の自宅にダブルモニターとパソコンを整備したほか、セキュリティ面を強化するために、以前から進めていたクラウドシステムへの移行をさらに促進させました。各人のパスワード設定についても外

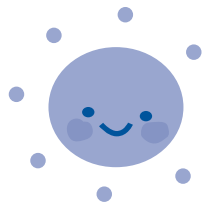
部から盗まれることのないよう、パスワードの強度チェッカーを使って安全性を高め、メールに代えてチャットワークを活用するようになりました。

複数の関係者が同時にやりとりを共有できるチャットワークには、可能な限り全員が入って自分の担当以外の案件についても情報を共有しており、誰もが代わりに対応できる体制を築いております。また、WEB会議システムのZOOMもコロナ禍で活用し始め、社内外の勉強会もオンラインで対応できるようになりました。お客様との面談もオンライン対応で効率が向上したうえ、沖縄や九州、関東といった遠方からの依頼にも対応できるようになりました。

柔軟な働き方を実現し 優秀な人材の確保にも

テレワークの推進は、例えば、子どもの急病で午前中に有給休暇を取得した所員が、午後はそのまま在宅で勤務することも可能にし、それが、柔軟な働き方の実現につながるものだと思っています。「働きやすい職場づくり」によって所員が喜んでくれることは経営者としても嬉しいことですし、また、優秀な所員が育児などで離職することなく働き続けてくれることは大きなメリットだと考えています。





社員・シャインな職場訪問記 48



私たちの暮らしに馴染み深い食品や化粧品などのプラスチック容器を製造している**第一化工株式会社**様。令和2年度「**奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業・若年者雇用推進部門**」で表彰されました。具体的な取り組みについて、**小西淳文専務**と**植盛大総務課長**にお話をうかがいました。



第一化工株式会社

事業内容：プラスチック製品の製造・販売
所在地：奈良市西九条町5-4-9
TEL：0742-50-2222
URL：<https://daiichikako.com>

3Kのイメージを払拭すべく インターンシップを受け入れ

もともと当社はアットホームで働きやすい社風ですが、2004年に経営理念を「いい会社」と定め、従業員にとって働きがいのある会社にするという目標を明文化しました。良い製品を作ってお届けするのは“人”、つまりは従業員であり、その従業員の育成に注力し、その一環として積極的な新卒採用を行っています。

製造業といえば、“3K”（きつい・汚い・危険）を連想されがちですが、まずは当社のクリーンで明るい現場を見てもらうことで、そのイメージを変えることができると考えております。高校生や大学生のインターンシップはもちろん、地元中学生の職場体験も積極的に受け入れています。

採用前のミスマッチを減らし 新規採用者の定着を促す

若者のものづくり離れが顕著なかで求人・採用活動を強化しようと、3年前に植盛総務課長を迎え、ホームページをスタイリッシュで親しみやすいものに一新しました。また、女性や新規採用者を対象とした満足度調査を昨年度3回実施しており、従業員からの意見や不安にできるだけ対応

するよう努めています。一例として女性更衣室が狭いという声に応じてリニューアルしました。

さらに、これまで人事担当責任者だけで行われていた面接に製造現場の責任者も加わることで、応募者も具体的に現場をイメージでき、お互いにミスマッチが少なくなりました。こうした取り組みにより、新規採用者の1年未満での離職率が大変低いという成果が得られています。

非正規雇用の正社員化や 男性社員の育休取得も推進

昨年「同一労働同一賃金」に対応するため、本人の希望に応じて、非正規雇用の派遣社員や契約社員の正社員への登用を進めてきました。さらに女性の活用も推進しようと女性技術者の育成に取り組み始めており、最終的には国家資格であるプラスチック成形技能士も取得してほしいと考えています。また、男性の育児休暇の取得も進めており、昨年8月には、初めての取得者が1ヶ月の休暇を取得しました。

現在、各自が進むべき道筋を定めることができるよう、人事制度や評価制度、等級制度といった制度を整備しているところです。

働きやすい職場づくりは、従業員のモチベーションを引き出し、ひいては効率や能率を高めて会社全体を良くするものであり、経営という点からも意義のあることだと考えています。



外国人の雇用に関して、疑問や不安、お悩みはありませんか？

県の「外国人雇用相談窓口」のご案内

県では、県内事業者を対象とした「外国人雇用相談窓口」を今年5月に設置し、電話やメールなどで外国人の雇用に関する相談を受け付けています。

外国人の雇用を検討されていたり、すでに雇用しているが労務管理や日常生活の支援などで悩んでおられる県内事業者からの電話でのご相談を、以下のとおり受け付けています。

TEL : 0742-27-8812

平日午前9時30分～午後4時(土日祝・年末年始除く)



メールでのご相談は、県のホームページの「外国人雇用に関する相談窓口」の問い合わせフォームに必要事項を記入して送信してください。

また、電話やメールではご相談が困難な場合は訪問相談も行っています。

2022年4月1日より施行

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

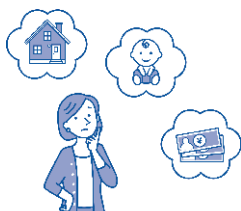
- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備(研修、相談窓口設置等)
 - ➔ 複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。
- 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
 - ➔ 省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

2022年4月1日より施行

改正女性活躍推進法が施行されます!

一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が

常時雇用する労働者101人以上の事業主まで拡大されます



以下の①と②の項目から、1項以上について数値目標を定めた行動計画の策定届を労働局へ届け出る必要があります。

- ①女性に対する職業生活に関する機会の提供
- ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備



育児・介護休業法/改正女性活躍推進に関するお問い合わせ先

奈良労働局 雇用環境・均等室 電話:0742-32-0210

労務改善 Q&A

Q

私の会社では有給休暇を取得すると賞与の査定にあたってマイナスに評価されてしまいます。会社は有休を取得しなかつただけ多く働いたのだから当然と言っていますが、これは法律上問題ないのでしょうか。

A

労働基準法に定められた年次有給休暇の取得に対する不利益取扱いの禁止について、労働基準法附則第136条は、使用者は年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならないということを規定しています。

年次有給休暇の取得を賞与査定のマイナス要素として扱うことはこの規定に抵触することになりますので許されません。



【厚生労働省ホームページより抜粋】

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/faq_kijyunhou_15.html

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 <()内は全国値>
平成29年度	1,348,257	51,867	105,419	※1.79	218,522	291,747	※1.34 (※1.39)
30年度	1,340,070	48,199	108,079	※2.24	203,047	302,096	※1.49 (※1.62)
令和元年度	1,331,330	46,994	104,187	※2.22	202,222	297,141	※1.47 (※1.55)
令和2年度	1,322,970	46,022	88,059	※1.91	215,697	245,614	※1.14 (※1.10)
令和3年4月	1,317,431	5,239	7,585	2.11	19,177	21,038	1.18 (1.09)
5月	1,317,096	3,604	6,992	2.02	18,712	20,218	1.21 (1.09)
6月	1,316,306	3,906	7,394	2.02	18,401	20,345	1.23 (1.13)
7月	1,315,605	3,594	7,233	1.98	17,596	20,107	1.23 (1.15)
8月	1,315,007	3,692	7,299	1.76	17,646	20,317	1.18 (1.14)

※年度は原数値 (奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)		労働時間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成29年度	277,670	231,259	136.2	7.7
30年度	270,708	225,666	131.1	6.9
令和元年度	265,623	222,947	127.6	7.2
令和2年度	264,384	222,410	126.3	6.5
令和3年4月	221,599	214,494	126.9	6.1
5月	211,402	208,755	115.2	5.6
6月	317,063	212,349	123.0	5.2
7月	293,465	219,409	125.6	5.4
8月	224,368	216,473	117.9	5.5

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻373号 令和3年12月1日発行

発行 奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>